

新型コロナウイルス感染症の影響から

生活と雇用を守るための支援策



4月30日に成立した 令和二年度補正予算
緊急経済対策の概要が公表されました。

制度の詳細や申請方法などは、
順次公表されております。



全国全ての人々への10万円給付



学生への学費等支援や、子育て世代への支援



資金の緊急貸付、雇用維持に対する支援



収入が大幅に急減した事業者への給付



農林漁業者への金融支援



宿泊業経営者への支援 など

令和2年4月発行

衆議院議員 **かつまた 孝明**



沼津事務所

〒410-0062

静岡県沼津市宮前町13-3

TEL 055-922-5526

FAX 055-922-5527

伊東事務所

〒414-0002

静岡県伊東市湯川1-6-2

TEL 0557-38-0015

FAX 0557-38-0015

下田事務所

〒415-0036

静岡県下田市西本郷1-4-1
三協ビル2F

TEL 0558-27-2633

FAX 0558-27-2634

国会事務所

〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館920号室

TEL 03-3508-7202

FAX 03-3508-3202

目次

支援策 一覧表	04
学生への学費等支援と子育て世代への支援	06
全国全ての人々への10万円給付 (特別定額給付金)	07
一時的な資金の緊急貸付	08
テナントの賃料支払いを減免・猶予した場合の支援	09
収入が大幅に急減した事業者への給付金 (持続化給付金)	10
農林漁業者への資金繰り支援	12
雇用維持に対する助成拡充の措置	14
宿泊業経営者への支援策まとめ	15
資金繰りサポートと経営相談窓口	16

※当資料に記載の内容は、お問い合わせの多い支援事業です。その他にも支援策等ございますので、各省庁のHP等でご確認ください。

令和2年度第二次補正予算に向けて

3

(令和2年3月11日)静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合の役員の皆様と、新型コロナウイルスによる観光業の未曾有の危機的状況を西村康稔・内閣府特命担当大臣、岸田文雄・自民党政務調査会長に訴え、大胆な経済対策を求める緊急要望活動を行った。

西村康稔 内閣府特命担当大臣



岸田文雄 自民党政調会長



(令和2年4月4日)伊東市の経済3団体との意見交換会で地元の窮状を皆様から伺う。



(令和2年4月6日)伊東市に続き熱海市の経済3団体の意見交換でもリーマンショックや東日本大震災以上の観光業の危機的な現状を伺う。



令和2年4月23日
11:00 時点

新型コロナウイルスの影響から 生活と雇用を守るための支援策一覧

衆議院議員
かつまた 孝明事務所作成

個人の方



事業者の方

事業主が申請

休業補償

- ▶ **こどもの世話**で仕事ができなくなった
- ▶ **従業員がこどもの世話**をしなければならない
- ▶ **従業員を一時的に休業**させたい

学校等休業助成金
【フリーランス向け】助成額：臨時休校等により就業
できなかった日**1日につき4,100円**学校等休業助成金・支援金
コールセンター
0120-60-3999学校等休業助成金
【休暇取得支援】助成額：労働者**1人1日につき8,330円上限**
助成率：10/10

最寄りのハローワーク

雇用調整助成金
【コロナ特例】助成額：労働者**1人1日につき8,330円上限**
助成率：大企業4/5・中小企業9/10
※解雇等を行う場合は、大企業2/3・中小企業4/5

- ▶ 売上が前年同月比**15%以上減少**している
- ▶ 売上が前年同月比**20%以上減少**している
- ▶ 売上が前年同月比**5%以上減少**している

危機関連保証
【民間系・信用保証付融資】保証率：借入債務の**100%**
保証枠：一般枠とは別枠で**最大2.8億円**
※セーフティネット保証4号・5号との併用可

【静岡県信用保証協会】

セーフティネット保証4号
【民間系・信用保証付融資】
(突発災害)保証率：借入債務の**100%**
保証枠：一般枠とは別枠で**最大2.8億円**本店営業部
054-252-2121
沼津支店
055-926-0100セーフティネット保証5号
【民間系・信用保証付融資】
(指定業種の業況悪化)保証率：借入債務の**80%**
保証枠：一般枠とは別枠で**最大2.8億円**浜松支店
053-458-1212新型コロナウイルス特別貸付
【政府系・無利子無担保融資】貸付額：別枠**3億円以内**(中小事業)
別枠**6,000万円以内**(国民事業)
返済措置：5年以内
償還期間：20年以内(設備資金) / 15年以内(運転資金)日本政策金融公庫・事業資金
相談ダイヤル
(平日) **0120-154-505**
(土日祝) **0120-112-476**
0120-327-790

生活衛生事業者向け

新型コロナウイルス特別貸付
【政府系・無利子無担保融資】融資額：別枠**6,000万円以内**、返済措置：5年以内
償還期間：20年以内(設備資金)
15年以内(運転資金)

- ▶ 売上が前年又は前々年同月比**5%以上減少**している

衛生環境激変対策特別貸付
【政府系・融資】
新築・飲食店・喫茶店向け貸付額：別枠**1,000万円以内**、返済措置：5年以内
償還期間：20年以内(設備資金)
15年以内(運転資金)商工中金・危機対応融資
【政府系・無利子無担保融資】貸付額：**3億円以内**、返済措置：5年以内
償還期間：20年以内(設備資金)
15年以内(運転資金)商工組合中央金庫 相談窓口
0120-542-711新型コロナウイルス対策マル経融資
【政府系・無利子無担保融資】融資額：別枠**1,000万円以内**
返済措置：4年以内(設備資金) / 3年以内(運転資金)
償還期間：10年以内(設備資金) / 7年以内(運転資金)日本政策金融公庫の支店
又はお近くの商工会議所

- ▶ 売上が前年同月比**50%以上減少**している

持続化給付金

給付額：**200万円以内**(法人)
100万円以内(個人事業者)
※ただし売上の減少分を超えないものとする

新規

相談ダイヤル
0570-783183

資金繰り

事業主が申請

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等が必要になった学生の皆さんへ

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ～380万円)

内容

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

2 貸与型奨学金
(無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収※ ～約800万円

【有利子奨学金】
目安年収※ ～約1,100万円

※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・
自宅通学の場合

- 世帯(父母等)の収入が大きく減った人 ▶▶▶
「家計の急変」として申し込みできます!
 > 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
 > 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。
- その他、例えば下記に該当する人 ▶▶▶
奨学金の在学採用に申し込みできます!
(世帯収入等の基準を満たす人が支援の対象です)
 ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を受けたい人
 ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
 ✓ 2019年度に申込みなかった人
- 既に貸与奨学金を利用中の人 ▶▶▶
更に支援が必要であれば、利用額を増額することができます! (貸与上限額あり)

1・2 共通

申請
期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請
方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

くわしい情報はこちら

新制度の概要
文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の
制度概要
日本学生支援機構HP



進学資金
シミュレーター
日本学生支援機構HP

「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)



支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話: 0570-666-301 (月～金, 9:00～20:00)
* 土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口で相談してみよう。

子育て世帯への臨時特別給付金 ※令和2年度補正予算の成立が前提

児童手当を受給する世帯に対し、児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金(一時金)が支給されます。申請は不要です。

全国全ての人々への10万円給付（特別定額給付金）

給付額

※制度の開始時期や申請先などの詳細は、今後決まり次第、各省庁のHP等で順次公表されていきます。（4/21時点）

給付対象者1人につき10万円

給付対象、受給権者

給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
受給権者：その者の属する世帯の世帯主

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

(※)なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

「コールセンター」

○連絡先 03-5638-5855

○対応時間 9:00～18:30（土、日、祝日を除く）

※ 現在、大変多くのお問い合わせをいただいております。お電話がつながりにくい時間帯がございます。お電話がつかない場合は、時間をおいてお掛け直してください。

※ なお、特別定額給付金（仮称）に関するお問い合わせは、上記コールセンター以外では、お受けいたしていません。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)

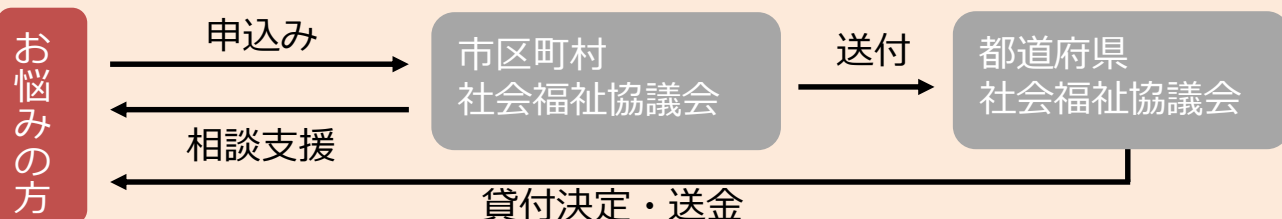
据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

※ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

貸付手続きの流れ



●一般的なお問い合わせは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

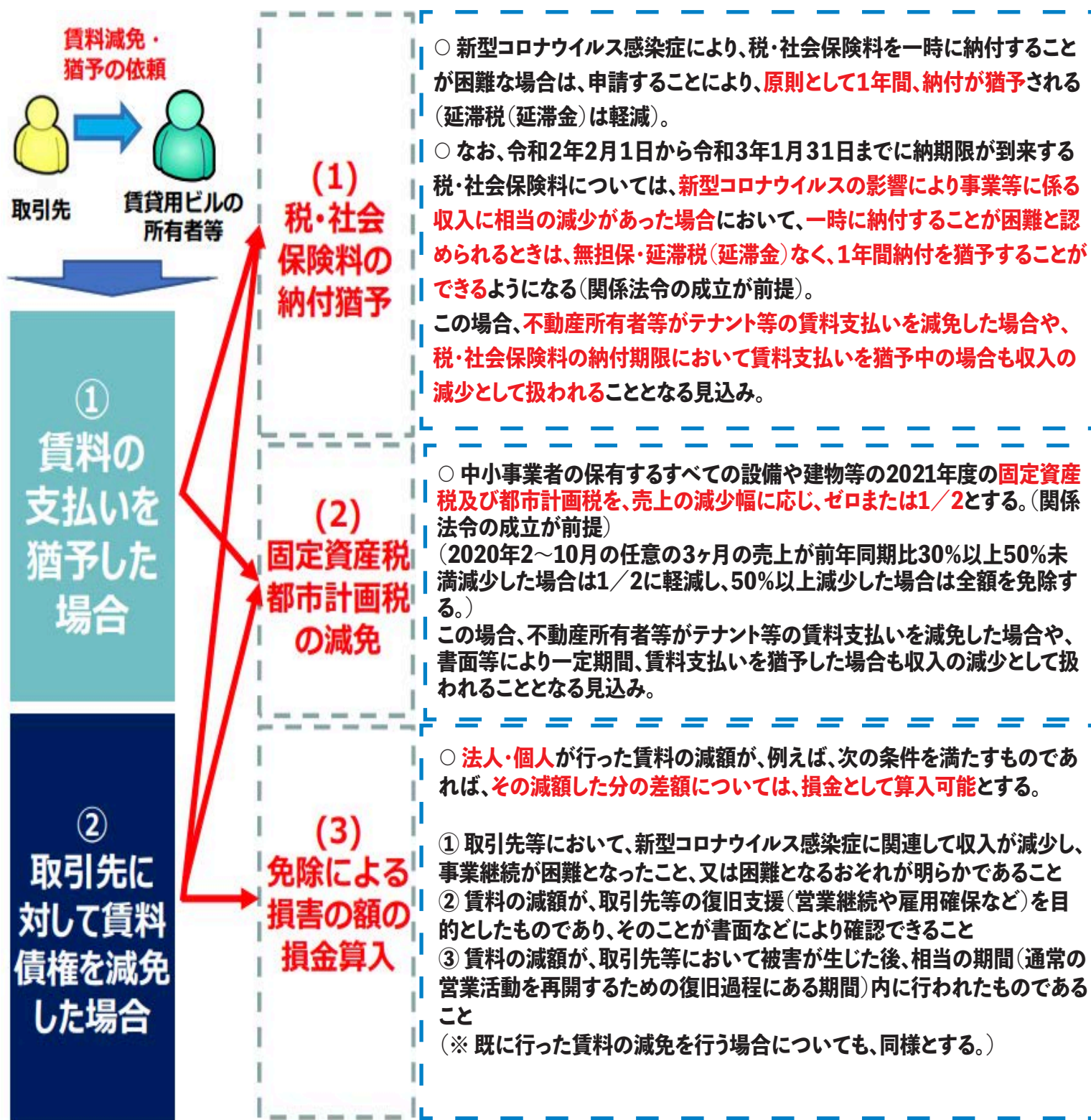
●ご相談・お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会

※ 郵送でのお申込みもできます。



※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、「リンク集」や「市町村・区社協一覧（名簿）」として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

不動産所有者等がテナントの賃料支払を減免・猶予した場合の支援策について



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

農林漁業者等への金融支援策について（下線部分は、新型コロナウイルス

支援項目	支援の内容	
貸付利子の 5年間実質無利子化 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、融資枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備のための資金について、 貸付当初5年間実質無利子化 。 ※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間無利子化。	(農業者等向け) (林業者等向け) (漁業者等向け) (農業者等向け) (林業者等向け) (漁業者等向け)
保証料の5年間免除 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備に必要となる農業近代化資金等の民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による債務保証の 当初5年間の保証料免除 。	(農業者等向け) (林業者等向け) (漁業者等向け)
実質無担保化 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、融資枠・保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りのための資金について 実質無担保等による貸付及び債務保証を措置 。	(農業者等向け) (林業者等向け) (漁業者等向け) (農業者等向け) (林業者等向け) (漁業者等向け)
貸付限度額の引上げ	■農林漁業セーフティネット資金(農林漁業者向け) 600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は	
関係金融機関への要請	新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予	
危機対応業務による融資	指定金融機関による食品製造事業者等への 損害担保融資や	

主な融資機関の連絡先：日本政策金融公庫(公庫)：0120-926-478、日本政策投資銀行(政投)

ウイルス感染症緊急経済対策(令和2年度補正予算)で新たに追加された資金や債務保証)

対象資金等	融資機関	担当
農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、 経営体育成強化資金、 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金、 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金、 漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金	公庫	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726 (林業関係) 林野庁企画課 TEL) 03-3502-8037 (水産関係) 水産庁水産経営課 TEL) 03-6744-2347 (危機対応) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726
農業近代化資金、 農業経営負担軽減支援資金 林業者向け民間借換資金 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金	農協・漁協等 民間金融機関	
農業近代化資金、 農業経営負担軽減支援資金、 農業者向け民間借換資金 林業者向け民間資金(借換資金含む) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、 漁業者向け民間資金(借換資金含む)	農協・漁協等 民間金融機関	
農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、 経営体育成強化資金 農林漁業セーフティネット資金 農林漁業セーフティネット資金	公庫	
農業近代化資金、 農業経営負担軽減支援資金、 農業者向け民間借換資金に対する債務保証 林業者向け民間資金(借換資金含む)に対する 債務保証 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、 漁業者向け民間資金(借換資金含む)に対する 債務保証	農協・漁協等 民間金融機関	
年間経営費等の12分の12	公庫	
	金融機関	
低利融資(ツーステップローン)の融資枠を拡充。	政投銀 商工中金	

銀) : 0120-598-600、商工組合中央金庫(商工中金) : 0120-542-711

各支援の詳細はこちらから →



雇用維持に対する助成拡充の措置（雇用調整助成金）

（事業主の方へ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ
雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成（※1、2）	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4／5	2／3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件（※3、4）を満たす事業主	9／10	3／4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練（自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む）を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在）

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に

休業手当支払率（休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%）を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020410企01

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
地代家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

インバウンドには
頼れないので、
日本人客を増やしたい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。

顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。

新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



資金繰りサポート（新型コロナ特例リスケジュール）

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます※1。 ※1令和2年度補正予算の成立を前提に実施します。

※中小企業再生支援協議会とは
中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」
として47都道府県に設置されている、地域における再生支援の
プラットフォームです。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の
相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会
右のQRコードよりご確認ください。



経営相談窓口

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

→平日のご相談
※経済産業省HP特設ページ内の
「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」
または右のQRコードよりご確認ください。



→土日・祝日のご相談
※土日・祝日も相談を受け付けております。



かつまた孝明のプロフィール

- ・静岡県沼津市に生まれる
- ・私立しょうえい幼稚園
- ・沼津市立門池小学校
- ・沼津市立門池中学校
- ・静岡県立沼津東高校
- ・学習院大学経済学部
- ・慶應義塾大学大学院

（経営学修士、MBA取得）

主な役職（平成24年以降）

衆議院議員（現在3期目） ・第4次安倍内閣で環境大臣政務官

【現在】

- ・環境委員会 理事
- ・消費者問題に関する特別委員会 理事
- ・財務金融委員会 委員
- ・自民党財務金融部会 部会長代理